

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年2月24日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000085 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000076 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月までの標準報酬月額については、20 万円から 22 万円、平成 29 年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 20 万円から 41 万円、平成 29 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 20 万円から 44 万円とする。

平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 29 年 9 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月の標準報酬月額については 41 万円から 44 万円とする。

平成 29 年 9 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 6 月 10 日から平成 30 年 1 月 1 日まで

私のねんきん定期便の記録を見ると、A 社に勤務時の標準報酬月額及び保険料納付額が現実に振り込まれた給与額や当時の給与明細書の記載と異なっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までについては、請求者が提出した A 社に係る給与明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（20 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月までの標準報酬月額については、20 万円から 22 万円、平成 29 年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 20 万円から 41 万円、平成 29 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 20 万円から 44 万円とすることが必要である。

なお、平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの期間について、年金事務所は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を事業所が年金事務所に対し提出していない旨回答しており、また、事業主は、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）については納付したか否かについては不明と回答していることから、事業主は、給与明細で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 29 年 9 月については、請求者が提出した A 社に係る給与明細により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）及び厚生年金特例法により訂正後の標準報酬月額（41 万円）を上回っていることから、平成 29 年 9 月の標準報酬月額を 44 万円にすることが必要である。

なお、平成 29 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 26 年 6 月から平成 28 年 10 月までについては、請求者及び B 信用金庫 C 支店が提出した預金取引明細表等により A 社より振込入金を確認でき、また、D 市が提出した給与支払報告書により、同社より給与の支払、社会保険料等の控除が確認できるものの、各月の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、A 社は当該期間における給与明細、賃金台帳等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、また、請求者も給与明細等を保管していないことから、請求者が主張する報酬月額が給与として支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の平成 26 年 6 月から平成 28 年 10 月までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 26 年 6 月から平成 28 年 10 月までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000144 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000077 号

## 第 1 結論

平成 18 年 12 月について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

賞与は年 2 回、6 月か 7 月と 12 月に支給されていました。支給金額は覚えていませんが、毎回支給されていたので年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構が提出した A 社の平成 18 年 12 月健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届には、請求者の氏名、生年月日及び被保険者整理番号が印字されているところ、賞与額欄は空白であり、平成 19 年 1 月 10 日に標準賞与額が決定されたとする健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の氏名はない。

また、B 健康保険組合が提出した資料によると、請求者の平成 15 年から平成 21 年までの賞与支払年月日及び標準賞与額は、オンライン記録と一致しており、請求期間の賞与についての記載はない。

さらに、A 社は、請求者の請求期間の賞与に係る賃金台帳等の資料はなく、請求期間の賞与を支払ったか、同賞与に係る届出を行ったか、厚生年金保険料を賞与から控除したかについては不明である旨回答している。

なお、請求者は、賞与の振込先であったとする預金口座の取引明細の取り寄せを拒否したことから、請求期間の賞与が支払われたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において賞与の支給を受けていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000151号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000078号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年4月13日まで

私は、A社に昭和20年4月13日に戦争により家を焼け出されるまで勤務していた。資料が残されていないが、勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者がA社に勤務した時の同僚として氏名を挙げた者の記録から、請求者に係る厚生年金保険被保険者臺帳索引票が判明し、最初の資格取得年月日が昭和19年6月1日と記載されているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には請求者の氏名はない。

また、前述の同僚はすでに亡くなっており陳述を得ることができない上、現在のA社にも照会したが、請求期間当時の資料が保管されておらず、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

なお、請求者は、高齢であり、話ができる状態でないため、当時の勤務実態について聴取することができない。

このほか、請求者の請求期間の勤務について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。